

公立大学法人大阪 ネーミングライツ・パートナー募集要項

本法人では、「公立大学法人大阪におけるネーミングライツに関する基本方針」により、本法人との協定により、本法人の保有施設等に愛称を付与し、本法人施設及び構内に愛称等の表示サイン、看板、公示ボード等（以下「サイン等」という）を設置できるネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

中百舌鳥キャンパス B4 棟 1 階自習スペース

2. 募集の概要について

1) 提案募集の内容

- ア 応募の趣旨
 - イ 愛称等
 - ウ サイン等の案
 - エ 協定の期間：原則 3 年以上
 - オ ネーミングライツ料（年間協定額。消費税および地方消費税は別途。）
- 上記を所定の申込書に記載し、応募すること

2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等。ただし、次に掲げるものに該当する法人等は資格がないものとします。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むものおよび当該に類する事業を行うもの
- ・行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・社会的問題をおこしているもの
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ・公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- ・公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当するもの
- ・公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けているもの
- ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀

行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）

- ・賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ・政治団体
- ・宗教団体
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生または再生手続きを行っているもの
- ・国税、地方税等を滞納しているもの
- ・その他ネーミングライツを付与する法人等として適当でないと認められるもの

3) 愛称等の付与

ア 命名する愛称等は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

イ 大学（高専）の施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等の規定に違反するもの、または違反するおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの、または反するおそれのあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告および個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- ・本法人の信用または品位を害するおそれのあるもの
- ・人権を侵害するおそれのあるもの
- ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・個人情報保護法に反するもの
- ・「記念」、「メモリアル」等の寄付により付与された名称と混同されるおそれがあるもの
- ・当該施設の機能・役割に支障をきたすおそれがあるもの（例えば、講義室・試験会場としての機能を維持することが困難である場合等）
- ・その他本法人が愛称等として適当ではないと認めるもの

ウ 愛称等ならびに愛称等のサインおよびインフォメーションボード（以下「サイン等」という。）は本法人で審議の上、最終決定しますので、提案された愛称等およびサイン等の変更を求めることがあります。

エ 本法人は、協定期間中においても、本学の基準に合致しなくなる事象が発生した場合は、愛称等の変更を求めることができます。

オ 混乱を避けるため、エの場合を除き、協定期間中の愛称等の変更はできません。

4) その他の特典・付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。なお、詳細な内容については、本法人と事前協議することが必要です。

ア 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本法人との協議をお願いします。

イ 本法人は、法人および大学又は高専の Web サイト等を通じて、愛称等の普及と定着に努めます。

ウ ネーミングライツ・パートナーは、本法人のネーミングライツ・パートナーであることを PR することができます。

エ その他希望する特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

5) 愛称等の表示・使用等に伴う費用負担

ア サイン等の設置、維持、変更および協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

なお、サイン等の内容（デザイン、大きさ等）および設置場所については、本法人と協議が必要です。

イ 協定締結後の、愛称等に関する本法人内 Web サイト等への掲載については本法人の負担で行います。

ウ 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間およびネーミングライツ料に変更はありません。

エ サイン等が破損等した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担といたします。ただし、本法人の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。

6) 募集期間

2026 年 7 月 29 日（水）～2026 年 8 月 12 日（水）

7) 応募方法

郵送または電子メールにて提出してください。

いずれの方法による場合も、締切日必着とします。

8) 応募時の提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）

- イ ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
- ・会社（法人）概要
 - ・直近3年間の決算報告書
 - ・登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
 - ・国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

9) 審査方法

次の審査基準をもとに、本法人が設置する審査委員会において、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料および協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、審査の結果全者が不適当と認められる場合は、候補者を選定しない場合もあります。

期間内の応募者について、審査の結果が同点の者が2以上あるときは、くじによりネーミングライツ・パートナー企業候補者及び次点企業を決定します。

10) 選定結果の通知および公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また、決定されたネーミングライツ・パートナーについては本法人のWebサイト等で公表します。

審査基準

審査項目	要件、基準等
応募の趣旨	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故又は不誠実な行為を行っていないか。 ・協定期間の支払い能力が十分か。
愛称等、サイン等	・学生及び教職員に受け入れられるか。 ・施設のイメージを損なう恐れがないか。
ネーミングライツ料	・高額であればあるほど高評価とする。
協定期間	・3年以上の提案であるか。

3. 協定の締結・更新

ネーミングライツ・パートナー決定後、本法人とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。

なお協定締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナーおよび協定期間等を公表します。また、ネーミングライツ・パートナーは、協定期間の更新を希望すると

きは、その理由を付して協定期間の末日の 6 ヶ月前までにその旨を本学に通知すること
とで優先的に交渉することができます。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料について、開始年度は、開始月の翌月末日までに、1 年分の 12
分の 1 に実施月数を乗じた額（千円未満四捨五入）を納入するものとします。翌年度か
ら満了年度の前年度までは、各年度 1 年間分を 5 月末日までに納入するものとします。
満了年度は、5 月末日までに、1 年分の 12 分の 1 に実施月数を乗じた額（千円未満四
捨五入）を納入するものとします。

5. リスクの責任分担

新たに設置した愛称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施
設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任および負担は、ネーミ
ングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損
なわれるおそれが生じた場合は、法人は期間満了を待たずに協定を解除できることと
します。また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場
合は、1 か月以上前に法人へ協定の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済み
のネーミングライツ料は、原則返還できません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの
負担とします。

7. 申込書の提出先および問い合わせ先

公立大学法人大阪 本部事務機構企画部渉外企画課

〒536-0025 大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号 3 階

TEL : 06-6967-1836 E-mail : gr-sta-nrights@omu.ac.jp